

生産施設、緑地、緑地以外の環境施設その他の主要施設の配置図

別 添 可

- ① 工場の敷地境界を明示すること。
- ② 倉庫、事務所、駐車場、重油タンク等の区画の内容がわかるように記載すること。また、壁で明確に仕切られている場合は、その旨を記載すること。
- ③ 周辺部を示す線を破線等で記入すること。(1/5の境界線)
- ④ 縮尺、方位を明示し、長さ、幅等の実数を記入すること。

* 敷地の周辺部とは、敷地の境界線から対面する境界線までの距離の5分の1程度の距離だけ内側に入った点を結んだ線と境界線との間に形成される部分とする。

周辺部 (右図斜線部分)

- 備考1 配置図に記載する生産施設は、建築物のあるものは建築物単位で、ないものは個々に記入してください。
- 2 その他の主要施設には貯水池・井戸等の工業用水施設、電力施設、公害防止施設、倉庫・タンク等の貯蔵施設、駐車場等を含みます。配置図にはそれら位置、形状を明示するとともに、それらの名称を付記して下さい。
- 3 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設は、下表に指定する淡い色彩でそれらの位置・形状を着色して明示するとともに、規則による届出書の別紙1～3に記載した施設番号を付記して下さい。

施設 の 名 称	生 産 施 設	緑 地	様式第1で区別することとされた緑地	緑地以外の環境施設
色 彩	青	緑	網かけ	黄

- 4 変更届出の場合は、変更前と変更後の状態が比較対照できるよう明示して下さい。
- 5 図面に縮尺並びに方位を示す記号を記載して下さい。図面の縮尺は、原則として敷地面積が100ha未満の工場等にあつては1/500ないし1/1,000、100ha以上500ha未満の工場等にあつては1/1,000ないし1/2,000、500ha以上の工場等にあつては1/2,000ないし1/3,000程度として下さい。
- 6 環境施設のうち屋内運動施設又は教養文化施設がある場合は、当該施設の利用規程及びその周知方法を記載した書類を添付して下さい。